

提出 順番	No. 5	令和 8 年 5 月 28 日 (午前)・午後 10 時 32 分受領
----------	----------	--

令和 8 年 5 月 28 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 野原 恵子 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
包括的性教育（人権、ジェンダー平等、性の多様性）の推進を	1999年に世界性科学学会（現：性の健康世界学会（W A S））は「性の権利宣言」を採択しました。宣言は性の健康が達成され維持されるためにはすべての人々の性の権利が尊重されなければならないと述べています。2014年の改訂では、性に関する人権の一つとして「人は誰も教育を受ける権利および包括的な性教育を受ける権利を有する」と明記しています。性（セクシュアリティ）は基本的人権そのものであり、性教育は現代社会では不可欠です。 いま、子どもたちだけではなく大人にもSNSや漫画などで、ゆがんだ性情報がさらされ、性被害の低年齢化や人権侵害の性犯罪など、その影響は計り知れません。未来を担う子どもたちが健やかに成長していくためには性教育が重要です。 教育委員会では、学習指導要領にもとづき性教育を進めていくとしていますが、性教育に関わる「はじめて規定」があり、性の権利が侵害されています。 また、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の教材や啓発資料を活用し児童・生徒が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育と啓発に取り組んでいくとしていますが、包括的性教育の推進に不十分です。 以下、次の点について伺います。

	1 年齢段階別の性に関する知識、人権やジェンダー平等、多様性の教育の取組状況は。 2 学習指導要領にある、小学5年生の理科で「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」中学校の保健体育で「妊娠の経過は取り扱わないものとする」と記述されている「はどめ規定」をなくすように文部科学省に求めている考えは。 3 保護者からは、「子どもの性に関する質問に適切に答えることが出来ない」教員からも「包括的性教育を学んでいない」という声を聞いている。 保護者や教員が学べる手立てを講じるべきでは。 4 包括的性教育は大人の性犯罪を防ぐ役割を果たす観点から社会教育においても取り組んでいく考えは。
--	---

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。